

議員提出議案第 1 号

八幡浜市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 0 月 7 日提出

提出者	八幡浜市議会議員	井 上	剛
同	同	佐々木	加代子
同	同	平 野	良 哉

記

八幡浜市議会議員定数条例の一部を改正する条例
八幡浜市議会議員定数条例（平成 2 1 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、八幡浜市議会の議員の定数は、 <u>1 5 人</u> とする。	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、八幡浜市議会の議員の定数は、 <u>1 6 人</u> とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八幡浜市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提案理由

八幡浜市議会改革の一環として、八幡浜市議会議員の定数を現行より 1 人削減するため。